

第 67 号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 11 月 29 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第9条 市は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、規則で定める特別の事由に該当するときは、規則で定めるところにより、 <u>40万8,000円</u> に3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算して支給する。	(出産育児一時金) 第9条 市は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万4,000円</u> を支給する。ただし、規則で定める特別の事由に該当するときは、規則で定めるところにより、 <u>40万4,000円</u> に3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算して支給する。
2 [略]	2 [略]

附 則

1～3 [略]

(平成30年度以後の年度分に係る所得割額の算定の特例)

4 平成30年度以後の年度分の保険料の賦課に関しては、当分の間、次に掲げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)」とあるのは、「(平成30年度以後の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第4項各号に掲げる一般被保険者の区分に応じ当該各号に定める額(2以上の区分に該当する場合にあつては、その合計額)を控除した額。以下「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」という。)」とする。

(1) 地方税法第292条第1項第10号に規定する障害者(以下この項において単に「障害者」という。)である一般被保険者(第3号に該当する者を除く。)又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する一般被保険者 各障害者につき26万円(その者が同法第314条の2第3項に規定する同居特別障害

附 則

1～3 [略]

(平成30年度以後の年度分に係る所得割額の算定の特例)

4 平成30年度以後の年度分の保険料の賦課に関しては、当分の間、次に掲げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)」とあるのは、「(平成30年度以後の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第4項各号に掲げる一般被保険者の区分に応じ当該各号に定める額(2以上の区分に該当する場合にあつては、その合計額)を控除した額。以下「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」という。)」とする。

(1) 地方税法第292条第1項第10号に規定する障害者(以下この項において単に「障害者」という。)である一般被保険者(第3号に該当する者を除く。)又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する一般被保険者 各障害者につき26万円(その者が同法第314条の2第4項に規定する同居特別障害

者である場合には、53万円) (2)、(3) [略] 5～12 [略]	者である場合には、53万円) (2)、(3) [略] 5～12 [略]
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例附則第4項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例第9条第1項の規定は、令和4年1月1日以後に出産した被保険者について適用し、同日前に出産した被保険者については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例附則第4項の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

出産育児一時金の支給額を改定する等に当たり、条例を改正する必要があるため。